

# 知財法務の勘所Q&A（第106回）

## アメリカ合衆国と欧州におけるAIと著作権をめぐる議論の最新動向

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業  
弁護士 中崎 尚

### AIと著作権：米国・EUにおける議論動向と法的コンプライアンス (2025年～2026年最新Q&A)

米国とEUのアプローチの根本的な違い

**Q1** そもそも、AIと著作権の議論は何が争点になっているのですか。

**A1** AIと著作権の議論は、大きく三つの層に分けると理解しやすくなります。第一に、学習段階で著作物をAIに読み込ませる行為が適法かという論点です。第二に、生成物が既存作品に似すぎていたり、元作品の市場を食ってしまったりしないかという出力段階の論点です。第三に、AIを使って作った成果物そのものに著作権が生じるのか、という権利帰属の論点です。

この三層はEUでも米国でも共通ですが、議論の進み方はかなり違います。EUは、2019年のDSM指令でテキスト・データマイニング、つまりTDMの例外を整備し、その上にAI Actを重ねて、透明性や権利保護の実務を制度として設計しようとしています。これに対して米国は、著作権法のフェアユースと人間著作者性の原則を軸に、裁判と著作権局の実務で境界線を引こうとしているのが特徴です。言い換えれば、EUは「事前のルール形成」、米国は「事後の司法判断」に重心があるのです。

**Q2** 現在のアメリカとEUにおけるAIと著作権をめぐる議論の全体的な方向性の違いについて教えてください。

**A2** 米国とEUでは、AIと著作権に対する法規制のアプローチが根本的に異なります。米国は主に「事後的な司法判断」と「フェアユース（公正利用）の法理」に依存してルールの境界線を形成しています。2025年から2026年にかけて、既存の著作権法のもとでAI企業が訴えられるケースが急増しており、裁判所が個別のケースにおいてフェアユースが成立するかどうかを判断している状況です。一方、EUは「事前規制」のハードアプローチを採っています。2025年8月に一部施行された「EU AI法（AI Act）」において、汎用AI（GPAI）モデルのプロ